

平成 18 年 12 月 25 日  
大和総研制度調査部  
吉井 一洋

## 「四半期財務諸表に関する会計基準案」及び「適用指針案」へのコメント

### 基本的な考え方

- ◎四半期報告制度の導入に伴い半期報告書が廃止される。その結果、今まで中間決算で開示されていた情報が年に 1 回しか開示されなくなれば、投資判断を行うための十分な企業分析を行うことが困難になる。したがって、四半期報告書においても、可能な限り、半期報告書と同等の情報を開示することが求められる。
- ◎四半期報告書制度の導入の方向性を決めた金融審議会のディスクロージャー・ワーキング・グループ報告（2005.6.28）でも、「適時性、迅速性の要請と充分性、信頼性の双方を勘案して、投資情報全体として開示の後退となることのないよう留意する必要がある」としている。金融審議会の報告書におけるこの基本的なスタンスを忘れてはいけない。
- ◎少なくとも、会計基準案第 19 項及び適用指針案 34 項以下の注記をこれ以上削減することは望ましくない。

### 開示対象期間

- ◎損益情報について、その四半期末までの累計の損益だけでなく、その四半期 3 ヶ月間の損益の開示を求めることとした点は高く評価したい。企業業績の変動をよりタイムリーに把握するためには 3 ヶ月間の損益情報の開示が不可欠である。
- ◎3 ヶ月間の損益情報の開示について、経過措置を設けずに、当初から導入することとした点も高く評価したい。導入時期に差を設けると、同業他社において 3 ヶ月情報を開示する企業と開示しない企業が出てくるなど、企業間の比較が難しくなる。
- ◎適用指針案 68 項で、第 4 四半期を含んだ各四半期の売上高、純損益情報を、年度の監査対象外の財務情報として記載することが望ましいとした点も、利用者の利便性や不適切な会計処理を防止するという観点から評価できる。

### 財務諸表の表示科目

- ◎会計基準案第 17 項では、財務諸表の科目を集約して記載することを認めている。適用指針案第 32 項では、財務諸表の科目を集約し、主要な科目について独立掲記していない場

合には、その内訳を開示するよう求めている。しかし、何が「主要な」科目かについては、開示企業の判断に委ねられている。利用者側からすれば、可能な限り、現行の半期報告書で表示・開示されている情報を四半期報告書においても入手できることが望まれる。

- ◎「コメントの募集」の「参考1 四半期連結財務諸表のイメージ」では、「販売費及び一般管理費」のうち主要な科目の注記の例として、広告宣伝費、研究開発費を開示する例を挙げられている。利用者側からすれば、人件費や減価償却費はなども重要であり、開示例に記載すべきである。例示から人件費や減価償却費を除外した場合、作成者側が、一般的にはこれらの科目を開示しなくてもよいといった誤った解釈をする可能性がある。
- ◎広告宣伝費、研究開発費のみならず、人件費や減価償却費なども、開示企業の限界利益率を推定し今後の利益を予測する上で重要な情報である。作成者側からは、今後の収益を予測するためには、販管費よりも売上原価の内訳の方が重要であり、売上原価の内訳が開示されていない状態で、販管費の開示だけ求めても無駄であるとの意見もある。しかし、利用者側からすれば、売上原価の内訳も本来なら欲しいところである。企業分析に必要な情報をこれ以上削除すべきではない。

## 注記

- ◎会計基準案 19 項 (7)、適用指針案 43 項では、セグメント別資産金額に「著しい」変動があった場合にその概要を開示することとしている。会計基準案 19 項 (13)、適用指針案 65 項では株主資本の金額に「著しい」変動があった場合に主な変動事由を開示することとしている。「著しい」変動という表現の場合、「重要な」変動という表現と比べて開示されるケースが少なくなるイメージがある。株主資本やセグメント別資産といった情報は重要性が高く、「著しい」ではなく、「重要な」変動があった場合に開示することとしてはどうか。それが困難というのであれば「著しい」のレベル感を示してほしい（例えば、有価証券の減損処理などにおいて用いられているのと同じレベル感なのか等）。
- ◎会計基準案 19 項 (11)、適用指針案 63 項では、ストック・オプションの注記を求めている。ストック・オプションに関しては、最近、米国でも会計操作が問題となっている。この点を考えても、会計基準案・適用指針案レベルの開示は必要である。
- ◎適用指針案 52 項の EPS の算定上の基礎について、これまでの審議において、利用者側の委員から、最大限でどれくらい株式が発行されるかという情報を開示してはどうかとの提案があった。例えば、MSCB などを発行している企業の EPS が将来どの程度低下するかを投資家が把握する上で、このような情報は有用であり、開示を求めてもよいので

はないかと思われる。

- ◎ポイズン・ピルに関連する情報は、半期報告書では、非財務情報として開示されることとされている。非財務情報なので、四半期会計基準案・適用指針案でコメントすべきではないかもしれないが、四半期報告書でも当該情報の開示を行うべきある。その際には、どの程度の新株が発行される可能性があるかは開示の必須項目とすべきである。